

議案第 9 号

太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和4年 2月25日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

令和3年8月10日付けの人事院勧告に基づき期末手当の改正を行うこと及び勤務1時間当たりの給与額の算出方法の変更に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

〔令和 年 月 日〕
〔条 例 第 号〕

(太宰府市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 太宰府市職員の給与に関する条例(昭和42年条例第212号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」を「「100分の120」とあるのは「100分の67.5」」に改める。

(太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和39年条例第148号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項ただし書中「「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」」を「「100分の120」とあるのは「100分の162.5」」に改める。

(太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和44年条例第259号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」」を「「100分の120」とあるのは「100分の162.5」」に改める。

(太宰府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 太宰府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」」を「「100分の120」とあるのは「100分の162.5」」に改める。

(太宰府市職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「当り」を「当たり」に改め、同条中「当り」を「当たり」に、「52 を乗じたもので除した額」を「52 を乗じたものから当該年度における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日及び土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分（再任用短時間勤務職員にあっては、7時間45分に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間）を乗じて得たものを減じたもので除して得た額」に改める。

(太宰府市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正)

第6条 太宰府市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第13条中「52 を乗じたもの」の次に「から当該年度における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日及び土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分を乗じて得たものを減じたもの」を加える。

第14条中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」を「祝日法」に改める。

第22条第1号中「52 を乗じたもの」の次に「から当該年度における祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日及び土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分を乗じ、これに当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除したものを乗じて得たものを減じたもの」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条及び第6条の規定は令

和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の太宰府市職員の給与に関する条例（以下「職員給与条例」という。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日（同日前 1 箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（職員給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

- 3 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 2 条の規定による改正後の太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例、第 3 条の規定による改正後の太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は第 4 条の規定による改正後の太宰府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。